

デフリンピック派遣委員会委員選考規程

（目的）

第1条 この規程は、一般財団法人全日本ろうあ連盟（以下「連盟」という。）デフリンピック派遣委員会（以下「派遣委員会」という。）の委員の選考に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（委員の定義）

第2条 この規程において、委員とは、委員長、事務局長、委員をいう。

（委員の資格及び選考）

第3条 委員は、連盟役員及びろうスポーツ関係者・機関、学識経験者の中から若干名を理事会で選考し、連盟理事長が任命する。

2 委員長は、連盟理事長とする。委員長に事故があるとき又は欠けたときは次項に定める事務局長がその職務を代理する。

3 事務局長は、連盟スポーツ委員会委員長とする。

4 委員のうち1名を監事とし、連盟監事をもってこれにあてる。

（任務・任期）

第4条 委員の任務は「デフリンピック派遣委員会規程」第2条に定める審議事項とする。委員の任期は同規程第3条第2項に定めるとおりとする。

（規程の改廃）

第5条 本規程の改廃は、派遣委員会において、委員の過半数の同意の上、連盟理事会の承認を経て評議員会に報告する。

〔制定日〕

2025年（令和7年）6月12日